彦根市新市民体育センター

整備基本計画

平成２８年９月

彦根市

目　次

第１章　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
1　背景と目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
2　計画策定の経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第２章　市民体育センターの現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
1　現況把握　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
2　市民・利用者の意向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
3　市民体育センターにおける課題の整理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

第３章　新市民体育センター整備基本計画　・・・・・・・・・・・・・・・・　15
1　基本方針の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
2　建設予定地の選定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
3　「ひこね燦ぱれす」の合築による複合化について　・・・・・・・・・・・・　19
4　彦根市弓道場の移設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
5　新市民体育センターの導入機能　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
6　施設規模の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
7　アクセス・交通動線の配慮　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
8　防災機能の検討　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
9　障害者スポーツへの対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　34
10　ユニバーサルデザインの検討　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　34
11　景観・デザインの検討　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　34
12　都市計画の変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　34
13　埋蔵文化財への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
14　民間活力の検討　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
15　整備スケジュールの検討　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37

第１章　はじめに

１ 背景と目的

本市北部には、「滋賀県立彦根総合運動場」として陸上競技場や多目的広場（グラウンド）など多様なスポーツ施設を備えた運動場を中心に、その北側には「彦根市民体育センター」が、その南側には野球場や多目的競技場、弓道場などが整備された「彦根市金亀公園」が位置しており、総合的なスポーツエリアを形成しています。

彦根市民体育センターは、第 36 回国民体育大会「びわこ国体」が昭和 56 年(1981 年)に滋賀県で開催されることが決まったことをきっかけに、昭和 55 年(1980 年)7 月、市民の生涯スポーツや競技スポーツの活動拠点として、また、隣接する「滋賀県立彦根総合運動場」と相互に補完する施設として整備され、35 年以上の間、市民に利用されてきました。

本市では、「彦根市総合計画　基本計画（平成 23 年(2011 年)3 月)」において、生涯スポーツの推進の一つに、「スポーツ・レクリエーションの振興」として市民体育センターでの自主事業を、「スポーツ施設の充実と適正な維持管理」として市民体育センターの管理運営を位置づけてきました。

しかしながら、平成 36 年(2024 年)に開催される第 79 回国民体育大会（以下「国体」という。）が、滋賀県立彦根総合運動場を主会場として開催されることとなり、滋賀県により「(仮称)彦根総合運動公園整備基本計画」が策定されました。この計画により、整備計画区域内に位置する市民体育センターは、移設することとなりました。

加えて、滋賀県立彦根総合運動場の南部に位置する金亀公園は、国体主会場と一体的な利用を目的に再整備することとなり、本市では、新市民体育センター整備基本計画および金亀公園再整備基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設け、その中で新市民体育センターの整備に係る検討が進められてきました。

２ 計画策定の経緯

検討委員会では、新市民体育センターの建設候補地や規模、機能などを専門的な見地から検討されてきました。

なお、できる限り市民の意見を収集するため、検討過程において市民等アンケート調査やパブリックコメントを実施し、多様な市民ニーズを踏まえながら基本計画の策定を進め、平成 28 年(2016 年)3 月 24 日に、検討委員会から「規模等および建設候補地(案)」の中間報告を受け、建設予定地として市施設「ひこね燦ぱれす」南側に隣接した市有地を含む一帯の土地を決定しました。

同時に、金亀公園の再整備についても同委員会で検討を進めた結果、弓道場については、同敷地内で再整備を行うことが難しく、再整備を行うためには移設が必要となりま

した。

そこで、本計画では、新市民体育センターを整備するにあたり、公共施設の在り方等も含めて検討した結果、これら市施設「ひこね燦ぱれす」と「弓道場」の複合化（合築）を行うこととし、新市民体育センター整備の取組を進めるものとしました。

第２章　市民体育センターの現状と課題

１　現況把握

（１）市民体育センターの概要

市民体育センターは本市の北部、JR 彦根駅より約 2.4㎞ 離れたところに位置しています。第 1 競技場はバスケットボールコートが 2 面（バレーボールコート 3 面）とれる標準的な大きさであり、各種競技スポーツによる練習や大会、本市主催のスポーツ教室への参加、個人的利用、プロバスケットボール bj リーグの開催等、子供から大人まで広く市民に利用され、平成 26 年度では年間延べ 78,018 人の方が訪れています。

また、本市の防災計画では「一時避難場所」と「物資の配送拠点」に指定されており、スポーツのみならず、多様な用途を備えた施設となっています。

◆広域位置図

◆平面図（左：１階、右：２階）

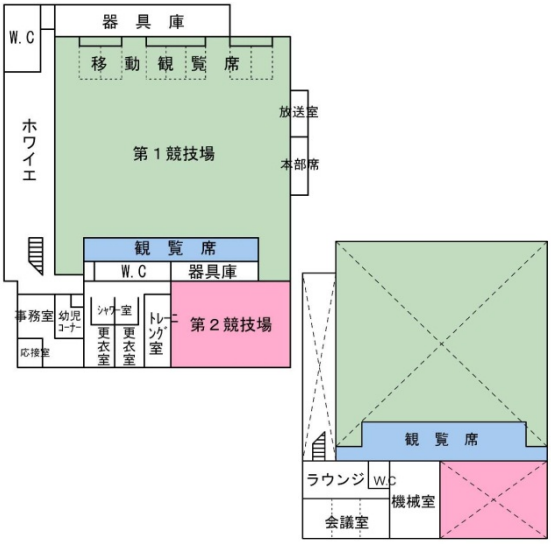

◆施設概要

【所　在　地】彦根市松原町 3751 番地 7
【竣　　工】昭和 55 年 7 月 12 日
【敷 地 面 積】16,110.05 ㎡
【建 築 面 積】 4,405.02 ㎡
【延 床 面 積】 4,749.61 ㎡
【構　　造】鉄筋コンクリート造 2 階建
【総　工　費】823,303 千円
【第１競技場】1,824 ㎡（48m×38m）
バスケットボールコート 2 面、バレーボールコート 3 面、卓球 24 面、
ハンドボールコート 1 面、バドミントンコート 10 面、テニスコート 3 面
観客席 1,024 席（固定 576、可動 448）
【第２競技場】392 ㎡（23.5m×16.7m）
バレーボールコート 1 面、バドミントンコート 3 面、卓球 6 面
【そ　の　他】トレーニング室 96 ㎡、会議室(3 室)169 ㎡・120 名
【駐　車　場】第 1 駐車場 69 台、第 2 駐車場（未舗装）200 台

◆交通アクセス

交通手段	移動時間　等
徒歩／自動車	JR 彦根駅から 2.4 ㎞　徒歩約 20 分／自動車約 7 分
バス	JR 彦根駅乗車　総合運動公園前下車（乗車 5 分）　210 円（1 日 6 本）

◆法規制

種　別		法規制等
都市計画法	用途地域	第 1 種中高層住居専用地域 容積率/建ぺい率　：　200/60
	風致地区	―
	都市公園	―
景観法	景観計画	市街地景観ゾーン 眺望、位置、形態・意匠、色彩、素材などに行為の制限事項あり ※規制は彦根市景観条例で実施

◆関連計画

彦根市総合計画（前期基本計画　平成23～27年度）　※スポーツ関連抜粋

«生涯スポーツの推進»

◆めざす成果

市民が主体となった自立した活動を促進しながら、より多くの市民がスポーツ活動に取り組めるよう支援することにより、市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめることをめざします。

○スポーツ・レクリエーションの振興

適切な指導が行える指導者の育成と資質の向上を図り、関係機関と連携しスポーツ情報を提供するなどスポーツ活動を支える環境の整備に努めます。

○スポーツ施設の充実と適正な維持管理

学校体育施設の活用を促すとともに、市民が気軽に安全に利用できるスポーツ施設の運営に努めます。

彦根市地域防災計画（平成25年度　彦根市）

◆彦根市民体育センターの指定状況

○一時避難場所

・現市民体育センターは一時避難場所として位置づけられている。

○市配送拠点

・緊急輸送ネットワークの整備において、県指定の広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、市内の避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分け・配送等を行う拠点に指定。

（２）体育センターの利用状況

◆団体と個人の利用状況

市民体育センターの平成 24 年度から 26 年度までの利用状況を下表に整理します。

平成 25 年度は、耐震補強工事を行っており、その間、第 1 競技場の貸館を休止していた影響もありますが、毎年およそ 8 万人程度の利用があります。個人利用は年々増加し、平成 26 年度が最も多くなっています。

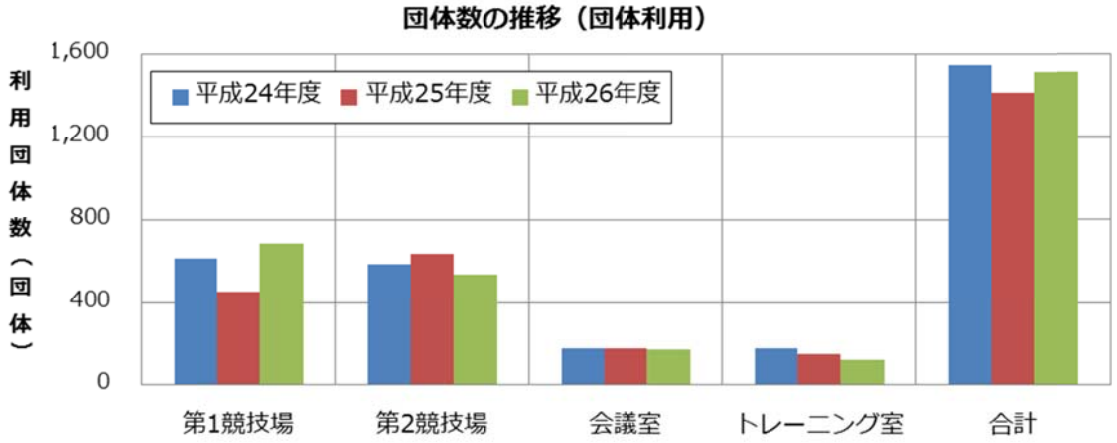

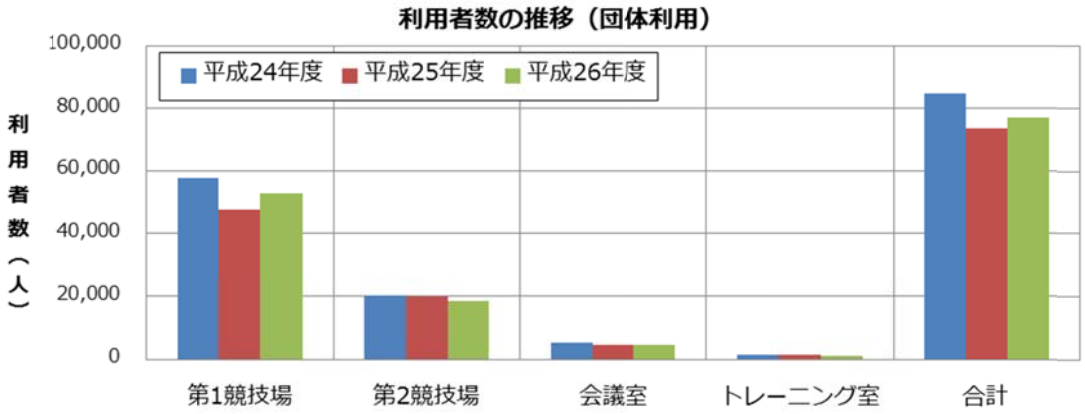

（単位：人）

団体利用	団体数			利用者数		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1競技場	610	451	685	57,617	47,756	52,902
第2競技場	582	634	532	20,288	19,727	18,464
会議室	178	176	171	5,389	4,572	4,742
トレーニング室	179	152	124	1,548	1,522	1,108
合計	1,549	1,413	1,512	84,842	73,577	77,216

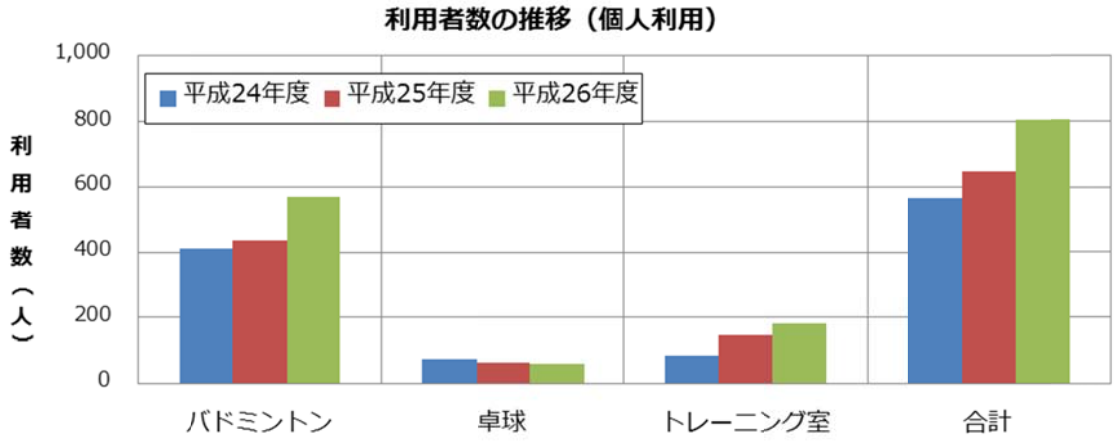

（単位：人）

個人利用	利用者数		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
バドミントン	414	438	567
卓球	71	61	59
トレーニング室	81	146	182
合計	566	645	808

◆競技別利用状況（大会規模別）

【第 1 競技場】

平成 26 年度の利用状況を競技種目別にみると、第 1 競技場では、日常的にハンドボールの練習が最も多く行われています。次いで、その他の競技として市民大会等で様々な種目が開催されています。

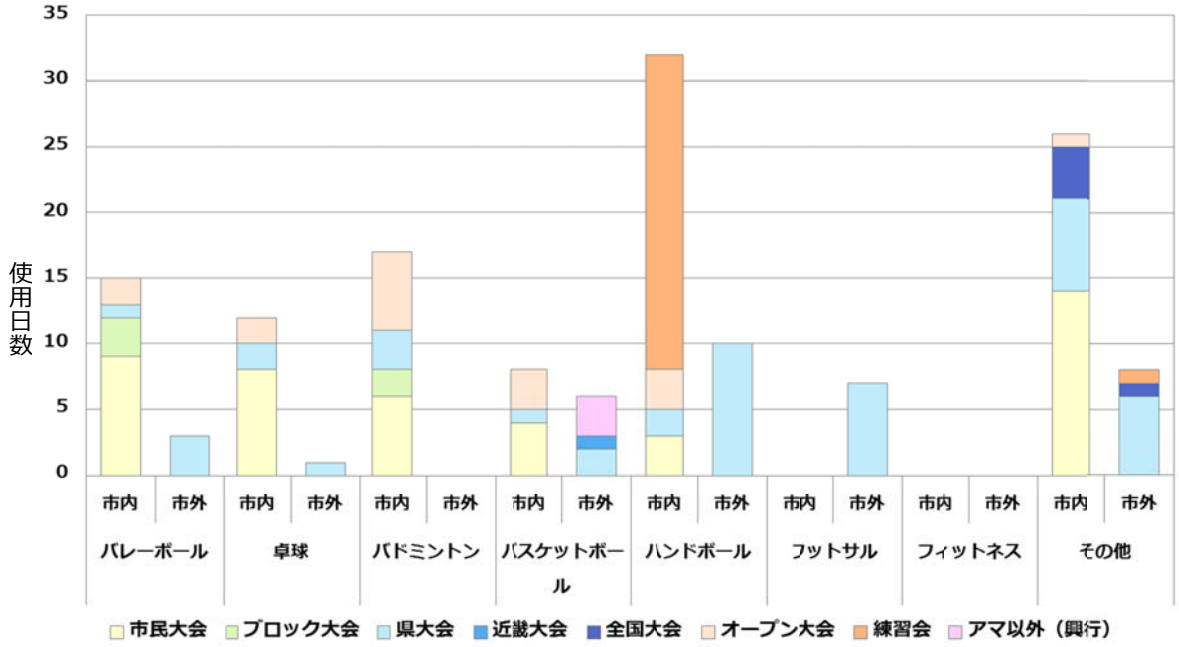

【第 2 競技場】

第 2 競技場では、第 1 競技場と同様、日常的なハンドボールの練習が最も多くなっています。次いで、バドミントン（市内）やその他（市内）として様々な競技の大会が開催されています。

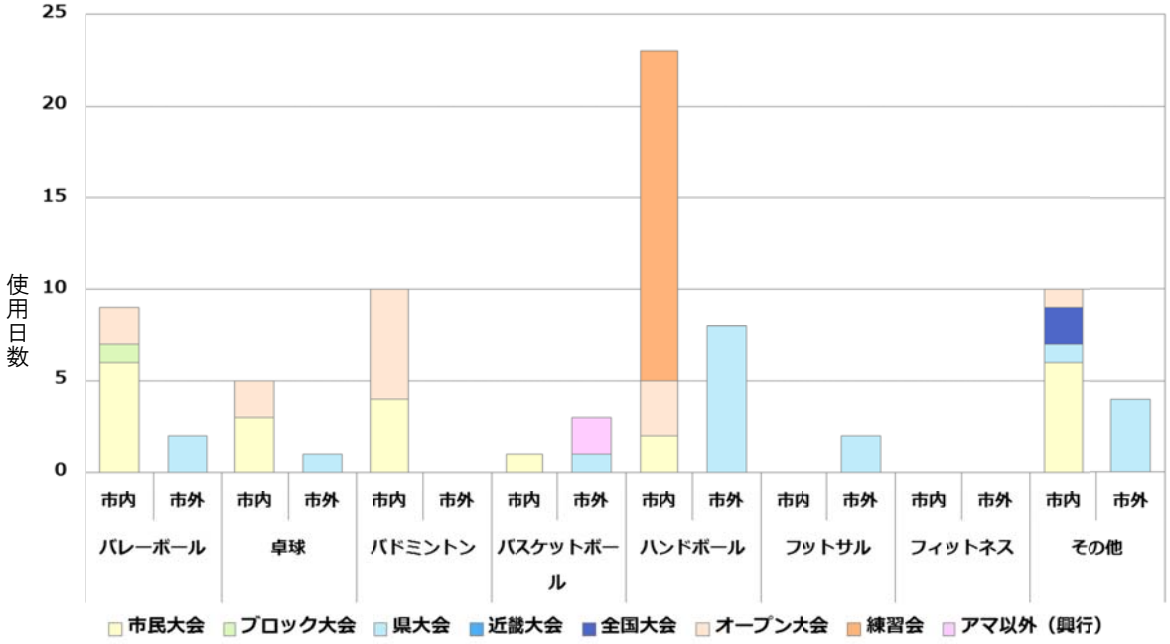

◆年間利用率（団体利用）

平日も含めた年間利用率でみると、第１競技場は団体利用のみで７割以上稼働しており、第２競技場も７割近い状況となっています。

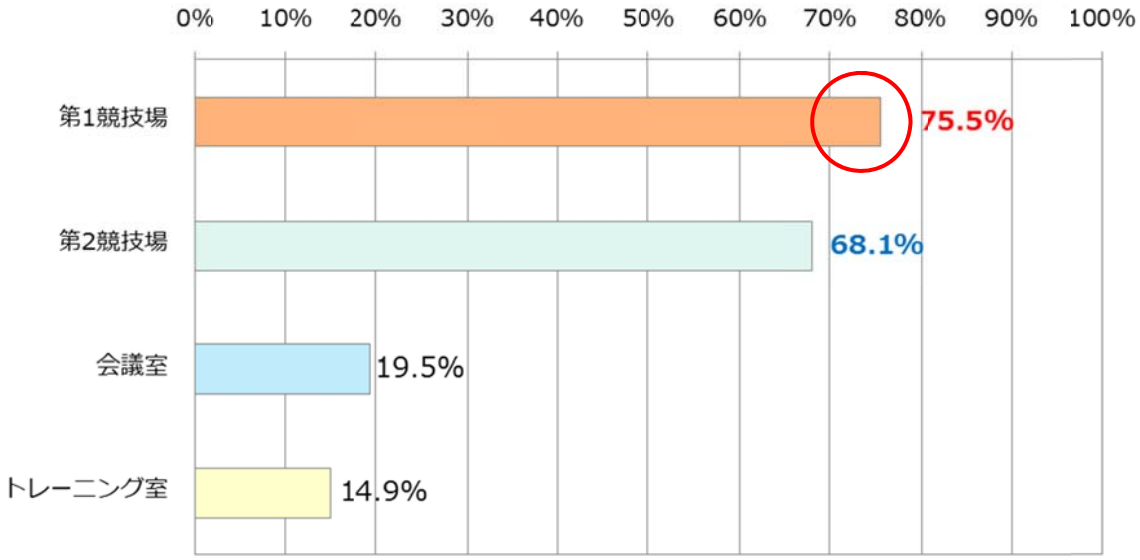

2　市民・利用者の意向

（1）市民等アンケート調査

【調査目的】	新市民体育センターのニーズを把握するため
【調査期間】	平成 27 年 9 月 17 日～平成 27 年 10 月 5 日
【調査対象】	住民基本台帳より無作為に選んだ市内 16 歳以上の男女 2,000 人 及び市民体育センター利用者 481 人
【配布数】	2,481 件
【回収数】	1,421 件
【回収率】	57.3%

◆新たに整備する体育センターに対する市民等の意向

新市民体育センターの希望場所は、「芹川以北」に次いで「芹川以南犬上川以北」が多くなり、市中心部から北部を望む声が多くなりました。

一方で、居住地別に希望場所の回答傾向をみると、どのエリアも自分の住んでいる地域に建ててほしいという声が最も多くなっています。

【希望場所】

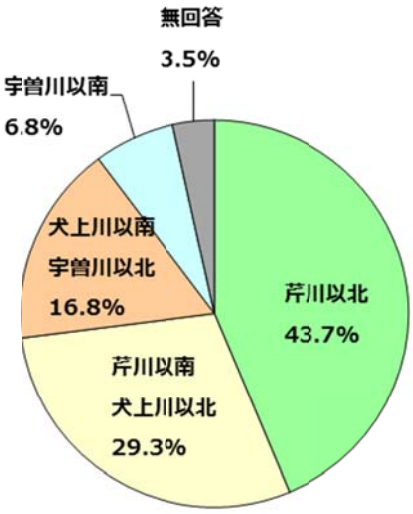

【希望場所（居住地別）】

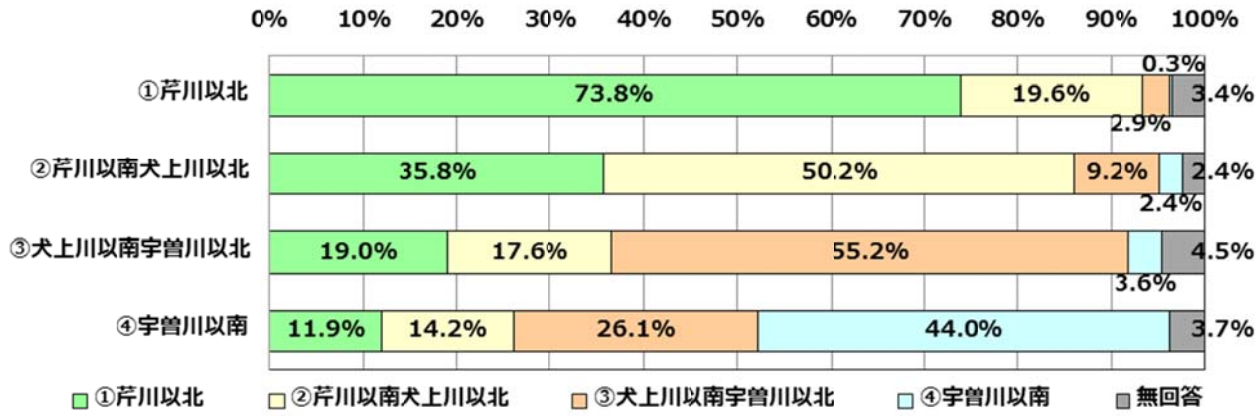

交通手段は、「駅から徒歩圏内であるところ」「バスや電車で行きやすいところ」といった公共交通機関からのアクセスが良いところに関する回答がおよそ半数となりました。

第１競技場（以下「メインアリーナ」）の規模は、「現在よりも規模を大きく(近畿大会や全国大会レベルの開催が可能)」と「現在と同等程度の規模(県大会レベルの開催が可能)」に分かれている状況です。

【交通手段】

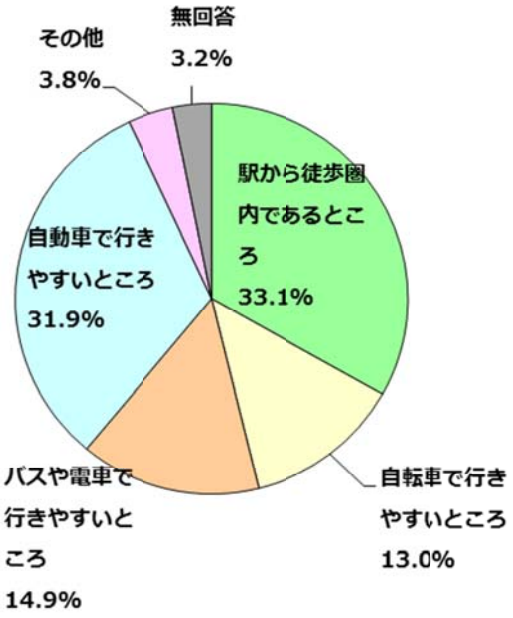

【メインアリーナの規模】

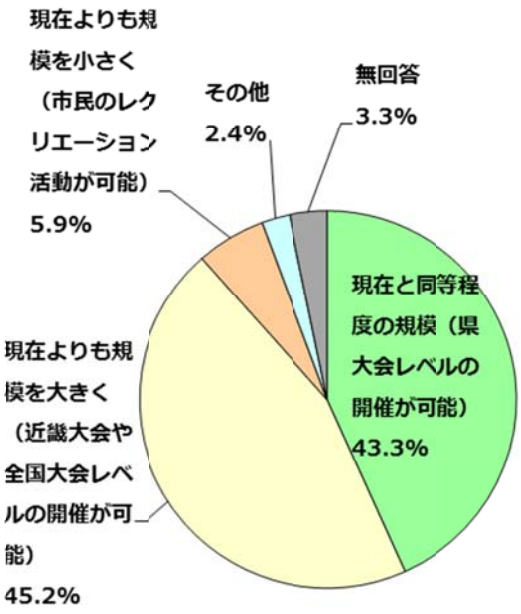

施設に求める機能は、「更衣室・ロッカー、トイレ等が使いやすく、充実していること」が最も多く、次いで「駐車場・駐輪場が十分確保されていること」「競技場(アリーナ)の規模が十分確保されていること」の順です。

【施設に求める機能】

問 12　新たに整備する体育センターに求める機能について、重要だと思う番号を５つ選択して「○」をつけてください。

選択肢		件数
4	更衣室・ロッカー、トイレ等が使いやすく、充実していること	796
10	駐車場・駐輪場が十分確保されていること	696
1	競技場（アリーナ）の規模が十分確保されていること	685
9	災害時の防災機能として活用できること	644
16	利用料金が安価に設定されていること	485
11	子供から高齢者まで幅広い世代が利用しやすいこと	451
15	館内の照明、空調や換気、冷暖房設備等の設備が充実していること	437
5	スポーツ以外の目的にも使えること	387
13	市民向けのさまざまな講座やプログラムが充実していること	301
7	飲食等が出来るスペースが充実していること	298
2	トレーニング室等の付帯機能が十分整備されていること	267
8	観覧席が現在よりも多いこと（現在：固定 576 席・移動 448 席）	262
18	敷地内に緑などが多く、空間にゆとりがあること	256
3	競技場（アリーナ）の上部などを活用したランニング・ウォーキングコースがあること	205
6	小さな子どもが利用できる、キッズルーム等が整備されていること	199
12	インターネット等による予約や受付機能が充実していること	171
17	利用しやすい時間帯区分であること	104
14	会議室の利用など、貸館サービスが充実していること	62
19	その他	33
無回答		54
計		6,793

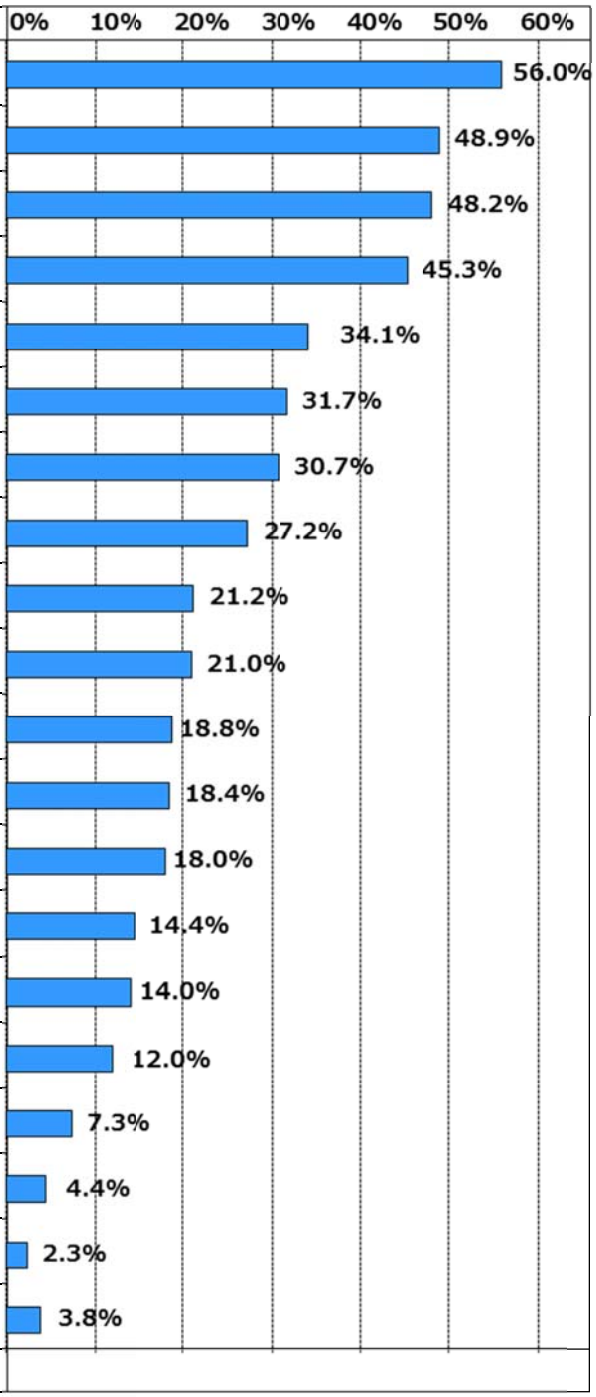

※６つ以上回答した人　　51 名

（2）パブリックコメント

【調査目的】	基本計画の検討に当たり、市民の意見を反映させるため
【調査期間】	平成 28 年 2 月 1 日～平成 28 年 2 月 19 日
【意見の件数】	554 件（115 人）

１．新市民体育センターの基本的な考え方

・10 年 20 年後と先を見据えた施設づくりが必要
・彦根市全域での整備状況やバランスを考えあり方を検討してほしい
・地域活性化とまちづくりの中核として活用できる体育館の整備が必要
・沈滞化する市街地の活性化に寄与するものとしてほしい　など

２．基本コンセプトと整備方針

・民間の活力を積極的に取り入れるべき
・様々な人が使用しやすいよう、多目的の内容を具体化すること
・小中高生が利用しやすい方が良い
・子どもから高齢者まで幅広い世代の健康増進を図るべき　など

３．新しい市民体育センターの導入機能

・観客席 2,000 席はメインアリーナの面積からすると少ない
・空調、音響設備も完備
・次世代に負担を残さない整備をお願いしたい
・騒音や振動の低減が必要　など

４．選定候補の前提条件

・駅から出来るだけ近い方が良い
・駐車場も広く確保できる場所が良い
・市街地に立地すべき
・幹線道路に近いこと　など

５．候補地選定評価項目（案）

・混雑渋滞対策を考えておくことが必要
・駅からできるだけ近い方が良い
・早急に体育館を建設すること
・周辺施設等との連携を図るべき　など

3　市民体育センターにおける課題の整理

«利用上の課題»

○立地場所について

・市の北部に位置し、最寄駅から約 2.4㎞と少し距離があることから、車以外でのアクセスが不便な状況となっています。

○アリーナについて

・第１競技場は、バスケットボールコート 2 面が取れる標準的なアリーナですが、各種競技大会の会場としては面積が十分ではありません。第 2 競技場に関しても 392 ㎡しかなく、複数の競技種目を同時開催する際や、競技選手がアップする際の会場確保に支障をきたす可能性があります。
・また、本市では前回の国体でハンドボール競技を開催して以降、現在も利用が多い競技ですが、競技規則に則ったハンドボールコートは１面しか取れない状況です。

○ユニバーサルデザインについて

・建物内にはトイレ等仕様の古いものが多く、また、観客席に車イス用のスペースが設けられていない等、ユニバーサルデザインに十分対応できていません。

○その他スペース、付帯機能について

・現在 69 台収容の駐車場が整備されている他、無区画の臨時駐車場（200 台程度収容）が整備されています。また、大型バスの駐車区画はなく臨時駐車場で対応する他、車イス対応の駐車スペースが 2 台分用意されているものの、駐車場と建物の間に距離があり利用しづらいことから、大きな大会の開催に支障をきたす可能性があります。
・第一競技場の観客席は固定 576 席であり、他事例と比較すると少なく、大きな大会の誘致、開催に支障をきたす可能性があります。
・会議室が少なく、監督室もないことや、更衣室、シャワールームが狭いなどの理由から、大きな大会の誘致、開催に支障をきたす可能性があります。
・その他、ランニングコースやキッズコーナー、防音性のあるダンススタジオなど最近の体育館施設に備えられている機能がないことや、トレーニング室が狭く、機器の更新もあまりされていないこと、大会時に休憩するスペースが少ないため、ホワイエが混雑することなど、利用上の問題点があります。
・多種多様なニーズについては、施設が古いことによる設備や音響等の問題や、駐車場が手狭であることなど、十分な対応ができない状況にあります。

第３章　新市民体育センター整備基本計画

１　基本方針の設定

（１）新市民体育センターの基本的な考え方（コンセプト）

市民のニーズや課題を踏まえ、新市民体育センターは、市民の「競技力の向上を図る施設」と、市民の健康づくりや体力づくり教室や各種イベントなど、多様な市民ニーズに対応した「誰もが使える健康コミュニティ施設」の両面を併せ持った施設として整備することとします。

さらに、環境への配慮、防災拠点としての機能、市民の憩いの場としての機能を併せ持つなど、スポーツ利用者のみならず、子どもから大人までが気軽に訪れ、交流が図れるような“スポーツを通じた健康複合施設”としても整備することを目指し、次の５つを基本コンセプトとします。

基本コンセプト

◆競技スポーツを推進し、競技力の向上を図る体育館
◆健康づくり・体力づくりを推進する体育館
◆誰もが使いやすく楽しめる体育館
◆市民の生活をサポートする体育館
◆環境や地域の歴史・文化に配慮した体育館

（２）整備方針

５つの基本コンセプトをもとに、新市民体育センターの整備に向けて整備方針を掲げ、基本方針の実現を目指します。

コンセプト	整備方針
コンセプト１ **競技スポーツを推進し、競技力の向上を図る体育館**	＊市民の競技力向上を図るため、競技スポーツが円滑に行われるような環境を整備していきます。 ＊国体開催後も、中高生を始めとして多くの人が参加する大会等の誘致により、スポーツへの興味や関心を高め、将来のスポーツ振興や、交流人口の増加が見込めるような整備を行います。
コンセプト２ **健康づくり・体力づくりを推進する体育館**	＊多くの市民が生活の中に運動を取り入れ、運動のきっかけづくりの提供と運動継続のための支援ができる環境を整備していきます。 ＊競技スポーツだけでなく、各種教室機能など、多様なニーズに対応できる体育館として整備を行います。 ＊スポーツ団体向けの情報や運動プログラムの情報発信など機能の充実を図っていきます。 ＊ライフステージに応じたスポーツ活動ができるよう、ソフト、ハード面での整備を行います。
コンセプト３ **誰もが使いやすく楽しめる体育館**	＊誰もが使いやすいように、ユニバーサルデザインに努めた整備を図ります。 ＊スポーツに関わらず多様な目的で、誰もが気軽に訪れることのできる地域に密着した憩いの場として整備していきます。
コンセプト４ **市民の生活をサポートする体育館**	＊現市民体育センターが、地域防災計画で一時避難場所として位置づけられていることを踏まえ、新市民体育センターにおいても大規模災害時における緊急避難場所としての機能および防災装備品の備蓄機能などを設けていきます。
コンセプト５ **環境や地域の歴史・文化に配慮した体育館**	＊地域の歴史や文化、豊かな自然と共生できる施設を整備していきます。 ＊資源の循環利用や省エネルギー型施設の導入など環境に配慮した整備を図っていきます。

2　建設予定地の選定

（1）建設予定地の選定

新市民体育センターの建設予定地は、7 つの候補地について、どの場所が最適であるか比較・評価を行いました。評価項目は以下の 5 つとしました。

① 利便性	・・・鉄道や広域幹線からのアクセス、市民意向など
② 候補地の有効性	・・・敷地形状、接道状況、規模など
③ 周辺環境への適応性	・・・住宅地の状況、災害時の状況など
④ 事業遂行の円滑性	・・・法的手続、埋蔵文化財、地権者数など
⑤ 事業の経済性	・・・用地取得費、基盤整備費など

上記観点から総合的に評価した結果、市民の利用しやすい施設とするには、JR 南彦根駅西側に立地する「ひこね燦ぱれす」南側に隣接する市有地を含む一帯の土地が最適であると判断しました。

主だった選定理由は以下のとおりです。

主な評価理由	・駅からのアクセスに優れていること ・敷地の大部分が市の所有であり、事業遂行上の経済性、円滑性に優れていること ・市の中央部に位置していること　など

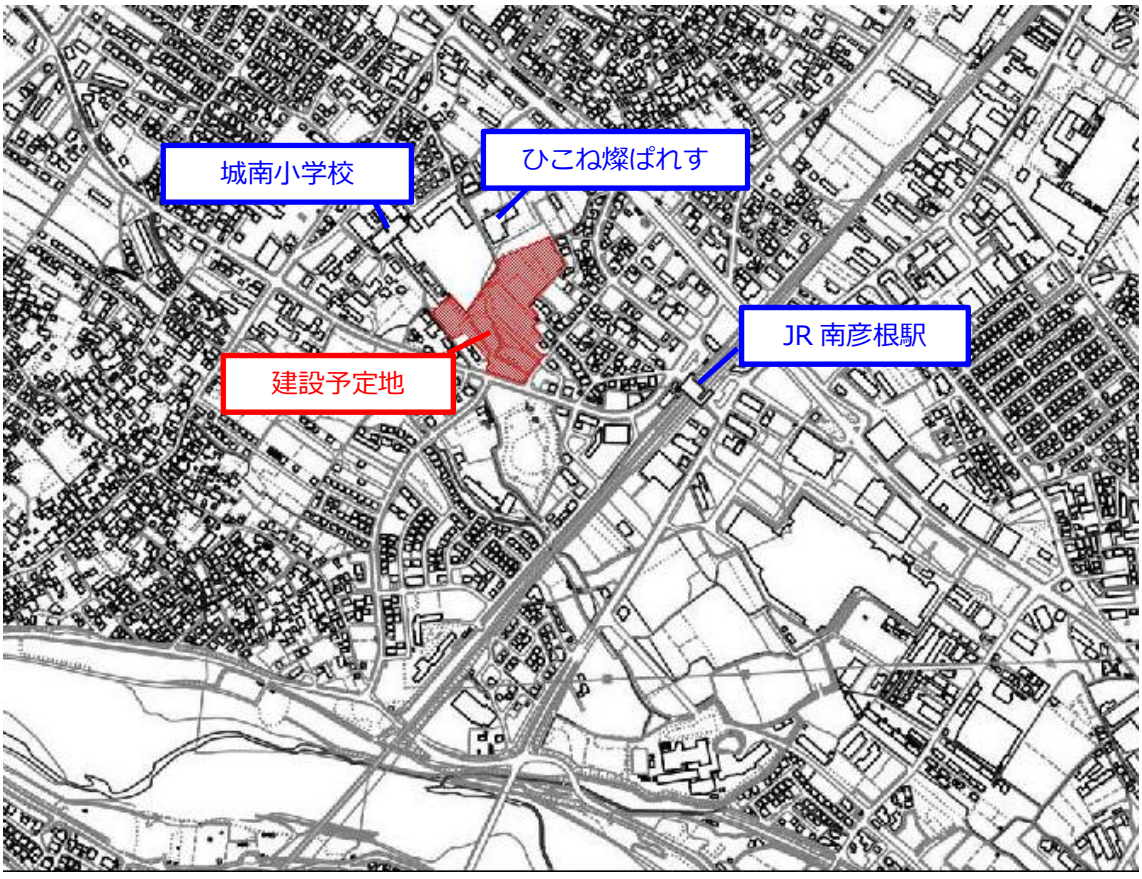

1/10,000

（２）建設予定地の法的条件と周辺状況

新市民体育センターの建設予定地は、JR 南彦根駅から 300m と非常に駅に近い市街地であり、北と南それぞれに幹線道路が通っており、交通アクセスが整った場所となります。また、周辺には公共施設やショッピングモール等、様々な施設があり、周辺施設との連携も望めます。

しかし一方では、類似する公共施設が近接することでの今後の管理運営や、周辺の住宅など周辺環境との調和、敷地の拡張や有効な活用が課題となっています。また、現在、第一種住居地域に指定されていることや、埋蔵文化財包蔵地であることから、今後は用途地域の変更と埋蔵文化財の調査が必要となります。

◆交通アクセス

交通手段	移動時間　等
徒歩	JR 南彦根駅から約 300m　徒歩約 4 分

◆法規制

種　別		法規制等
都市計画法	用途地域	第一種住居地域（今後、用途変更が必要） 容積率/建ぺい率　：　200/60
景観法	景観計画	市街地景観ゾーン（眺望、位置、形態・意匠、色彩、素材などに行為の制限事項あり）
周知の埋蔵文化財包蔵地		区域内（今後、調査が必要）

3　「ひこね燦ぱれす」の合築による複合化について

（1）「ひこね燦ぱれす」の概要

当施設は、平成 3 年(1991 年)2 月 1 日、雇用・能力開発機構によって整備され、平成 14 年(2002 年)、本市が払い下げを受け、「ひこね燦ぱれす」として運用を開始しました。本市および市内の事業所で働く勤労者の教養・文化・研修・スポーツ等の場となる施設として位置付けており、軽運動や講演、会議等に使用できる多目的ホールや会議室、研修室を備えています。平成 18 年度からは指定管理者制度を導入し、現在では、年間 5 万人以上の方に、会議や軽運動などで利用されています。

ひこね燦ぱれす　施設概要

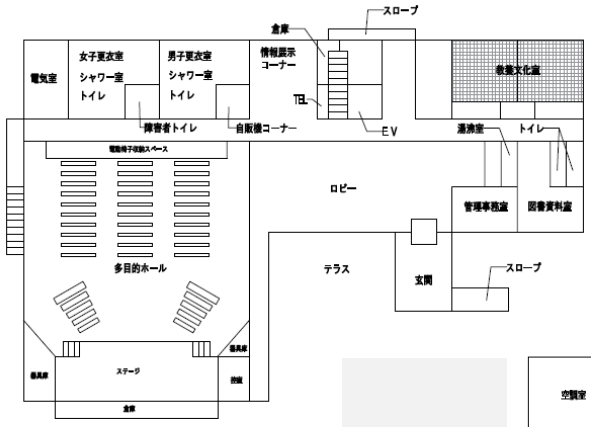

1 階　平面図

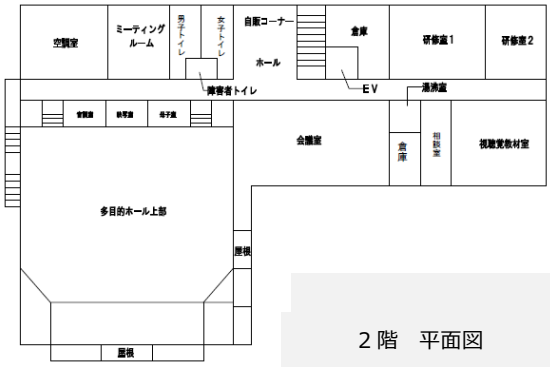

2 階　平面図

【所　在　地】彦根市小泉町 648 番地 3
【竣　　工】平成 3 年 2 月 1 日
【建 築 面 積】 2,267 ㎡
【1　　F】・多目的ホール 460 ㎡（20m×23m）、507 人収容
　　ステージ 76 ㎡ 、バドミントンコート 2 面、卓球 6 台
　　・教養文化室 64 ㎡、36 人収容（和室）
【2　　F】・ミーティングルーム 41 ㎡（20 人収容）・研修室 1　63 ㎡（36 人収容）
　　・研修室 2　 41 ㎡（18 人収容）・会議室 118 ㎡（60 人収容）
【そ　の　他】図書資料室、視聴覚教材室、シャワールーム等
【駐　車　場】200 台

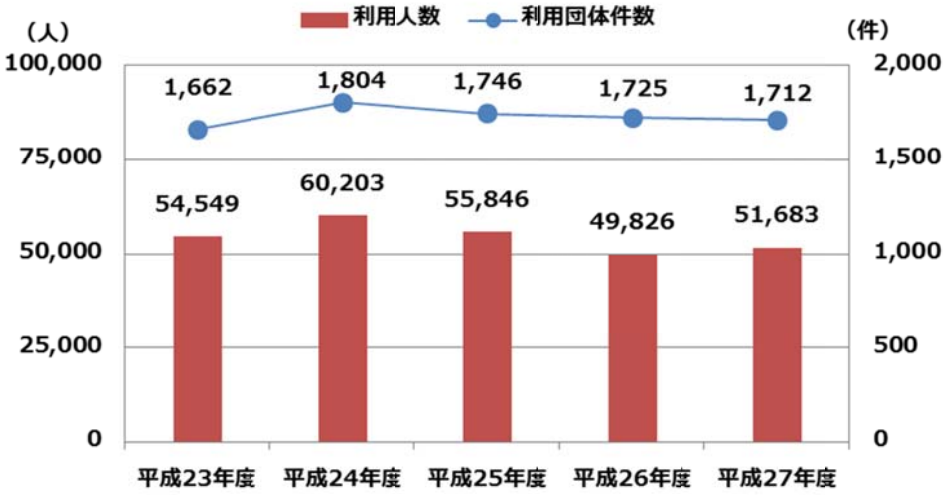

貸室利用状況

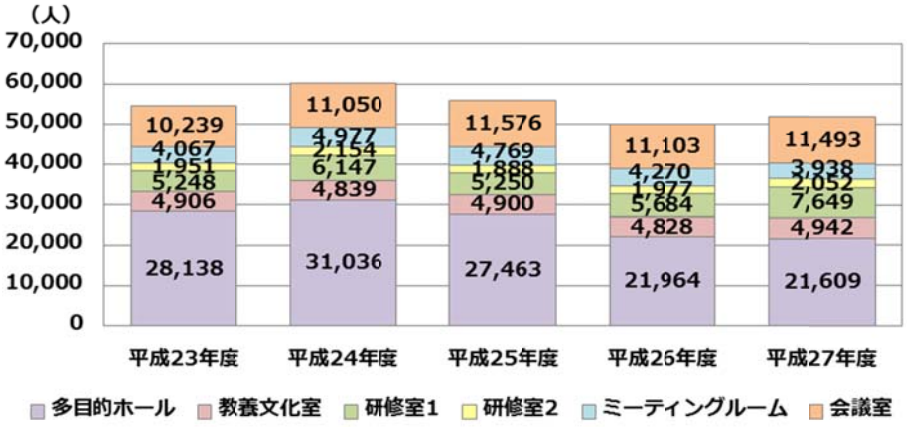

部屋別利用者数

当施設では、地域活動団体やサークル団体の継続利用や、健康診断会場としての利用等もあり、各研修室の利用が堅調に推移している状況です。部屋別の利用状況をみると、特に多目的ホールの使用が最も多く、当施設の主要な機能であることが伺えます。多目的ホールの使用状況を見ると、講演や会議、研修から軽運動へと利用状況が変化しています。

また、本市防災計画では、一時避難場所に指定されており、隣接する彦根市立城南小学校（拠点避難場所）と合わせて、当地域において避難対策の整備がなされています。

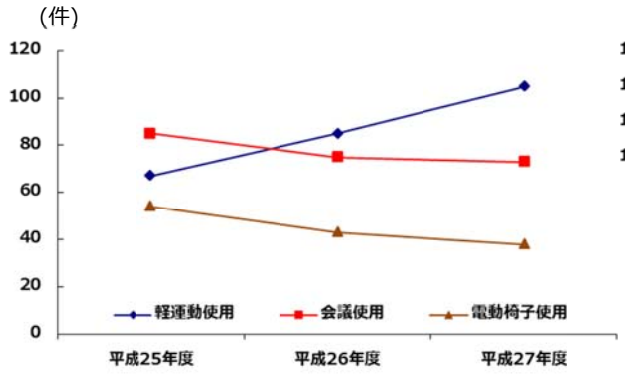

用途別利用件数（多目的ホール）

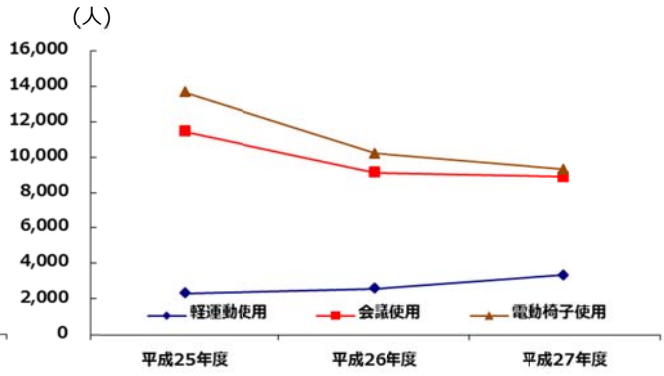

用途別利用者数（多目的ホール）

（２）「ひこね燦ぱれす」の合築

「ひこね燦ぱれす」は、建設から約 25 年が経過した施設であり、経年劣化をはじめとする改修の必要性が高まってきました。また、新市民体育センターが整備される頃には築 30 年を迎え、今後、大規模な修繕対応が必要になってくると考えられます。

したがって、本市公共施設総合管理計画に基づき、当施設を合築するとともに、当施設一帯を再整備することとします。

当施設を合築することで、まとまった敷地が確保できることから、駐車台数の確保や防災機能も含めた緑地オープンスペースの確保につながり、施設全体としても集約化が図られ、運営面・財政面などの観点からもより効果的な施設整備を行うことで、新市民体育センターを当施設の隣接地に整備するにあたり生じる課題への対応も目指します。

（３）合築による基本的な考え方（コンセプト）の再整理

異なる目的の公共施設の合築を行うことから、新市民体育センターとしての基本コンセプトに、建設予定地の特色を考慮した合築による基本コンセプトとして、「人と人が集う“まちなか交流の拠点”としての施設」を加え、公共施設の複合化による新たな公共施設の在り方を目指します。

◆競技スポーツを推進し、競技力の向上を図る施設
◆健康づくり・体力づくりを推進する施設
◆誰もが使いやすく楽しめる施設
◆市民の生活をサポートする施設
◆環境や地域の歴史・文化に配慮した施設
◆人と人が集う“まちなか交流の拠点”としての施設

（4）合築によるコンセプトと整備方針の再整理

駅近、人口集積地という立地条件を踏まえ、新コンセプト「人と人が集う“まちなか交流の拠点”としての施設」として、ちょっとしたことで立ち寄り交流が生まれ、駅前や地域のにぎわいにつながる施設づくりを目指します。

また、近隣の公共施設等との連携も望めるため、コンセプト４「市民の生活をサポートする施設」を拡充し、大規模災害時における都市防災拠点としても整備することを目指します。

コンセプトと整備方針の再整理

コンセプト１　競技スポーツを推進し、競技力の向上を図る施設
＊市民の競技力向上を図るため、競技スポーツが円滑に行われるような環境整備を目指します。 ＊国体開催後も、中高生を始めとして多くの人が参加する大会等の誘致により、スポーツへの興味や関心を高め、将来のスポーツ振興や、交流人口の増加が見込めるような施設を目指します。
コンセプト２　健康づくり・体力づくりを推進する施設
＊多くの市民が生活の中に運動を取り入れ、運動のきっかけづくりの提供と運動継続のための支援ができる環境整備を目指します。 ＊競技スポーツだけでなく、各種教室機能など、多様なニーズに対応できる体育館を目指します。 ＊スポーツ団体向けの情報や運動プログラムの情報発信など機能の充実を目指します。 ＊ライフステージに応じたスポーツ活動が出来るよう、ソフト、ハード面での整備を目指します。
コンセプト３　誰もが使いやすく楽しめる施設
＊誰もが使いやすい、ユニバーサルデザインに努めた整備を目指します。 ＊スポーツに関わらず多様な目的で、誰もが気軽に訪れることのできる地域に密着した憩いの場としての整備を目指します。
コンセプト４　市民の生活をサポートする施設
＊近隣の公園・小学校・病院・消防署等との連携により、大規模災害時における都市防災拠点としての整備を目指します。
コンセプト５　環境や地域の歴史・文化に配慮した施設
＊地域の歴史や文化、豊かな自然と共生できる施設の整備を目指します。 ＊資源の循環利用や省エネルギー型施設の導入など環境に配慮した施設の整備を目指します。

コンセプト６　　人と人が集う“まちなか交流の拠点”としての施設

＊駅近、人口集積地という立地条件を活かし、地域の人々や通勤通学で駅を利用する人のみならず、子どもからお年寄りまで、さまざまな人が集う拠点となるよう“まちなか交流の拠点”を目指します。ちょっとした集まりで、地域の行事で、仕事や学校の帰り道で、小中高大学生の運動で、様々な目的で多方面から人が気軽に立ち寄り集まることで、地域や駅前のにぎわいを創出することを目指します。

◆配置に対する考え方

「2 建設予定地の選定」において選定した敷地に対して、新市民体育センターの基本ゾーニングを検討するにあたり、以下のとおり「配置に対する考え方」を整理します。

配置に対する考え方
・既存施設である「ひこね燦ぱれす」については、新市民体育センターと合築することとし、現状の機能を新市民体育センターに移管したのちに解体するため、新市民体育センターの建物は、まとまったスペースが確保できる城南小学校・城南保育園の南側に配置します。 ・南側配置は新市民体育センターの主動線を南側接道と考えると、南彦根駅からの近さやアクセスの良さの点で利点となります。そのため、南側がメインエントランス側となります。 ・建物と住宅との距離を確保し、周辺住宅への影響を少しでも軽減するために、小学校の敷地交換も検討します。 ・日常の南北への通り抜けは周辺道路が通学路になっていることから、安全管理上好ましくありません。しかし、大会等により車両が集中するときには、南北入口の効率的な運用が必要となります。このことから、施設運用の各場面において、様々な対応ができる車両の動線を検討します。

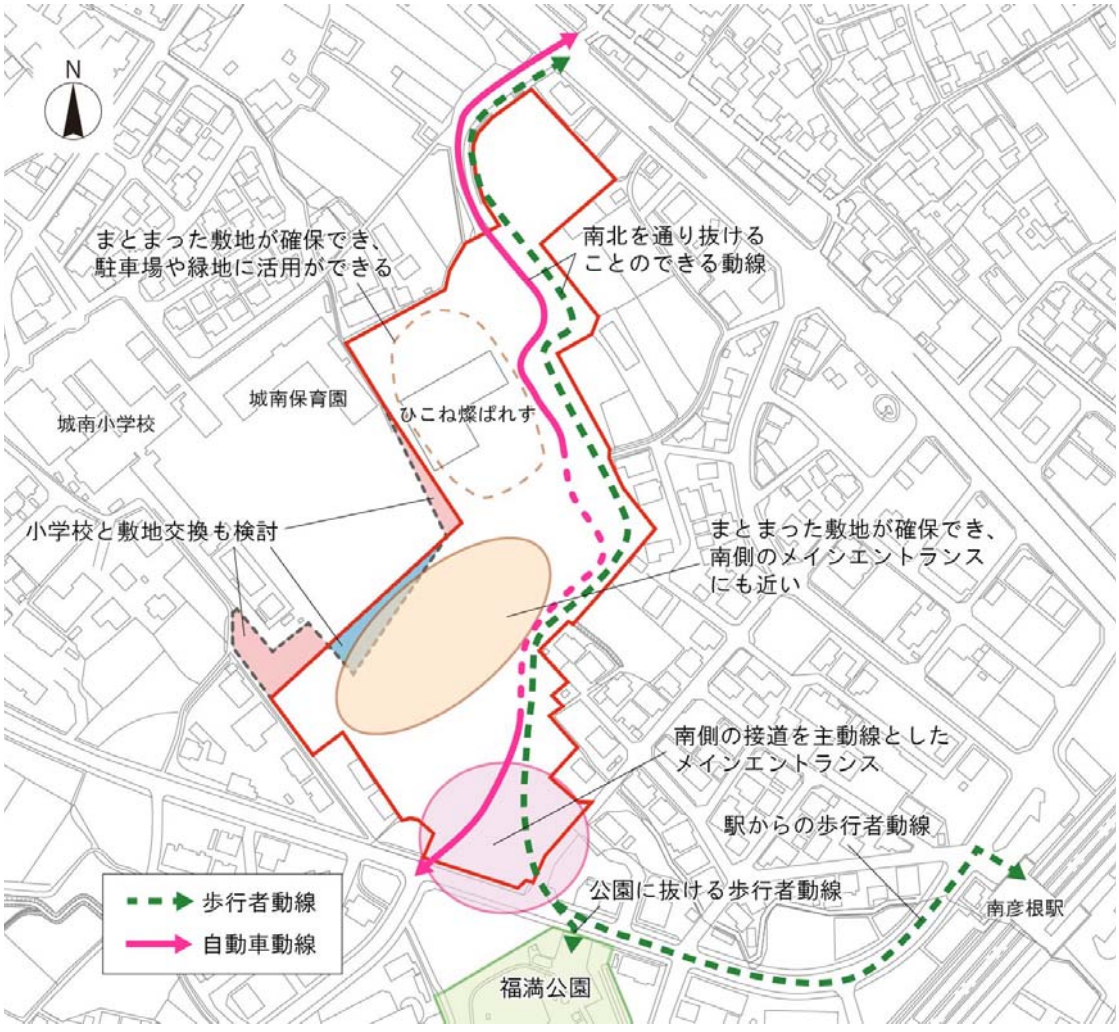

◆施設配置計画

敷地に計画する配置の基本は以下のとおりとします。なお、詳細については、設計段階で決定されるため、変更されることもあります。

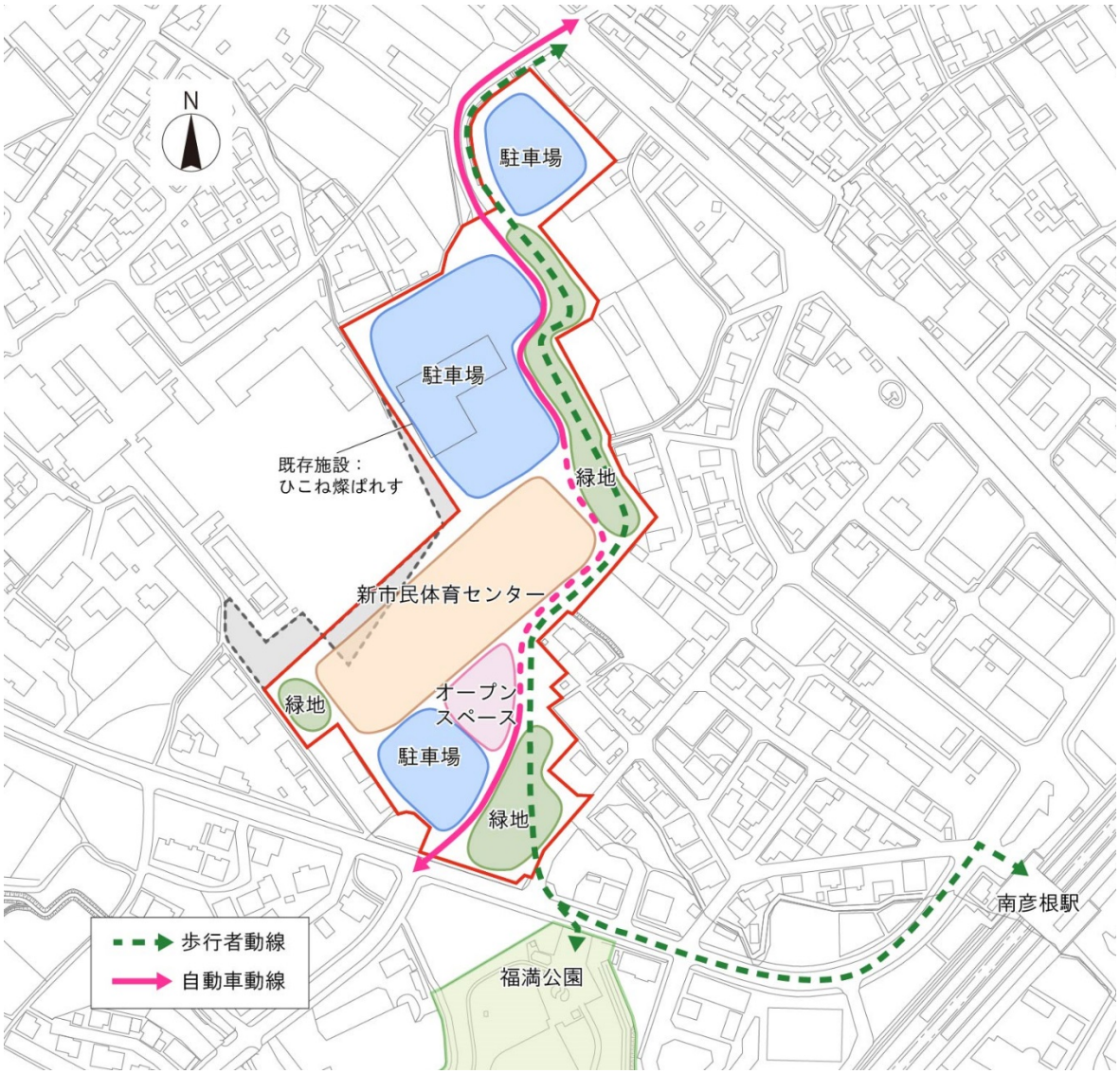

4　彦根市弓道場の移設

（1）弓道場の概要

彦根市弓道場は、彦根城を含む都市公園として整備された金亀公園内に位置し、昭和 58 年(1983 年)に 6 人立ちの近的ができる施設として、竣工しました。

弓道を通じて市民のスポーツの普及振興を図るために設置され、現在では、本市弓道連盟の活動や、市内の高校や大学等の部活動など幅広い年代に使用されています。

（2）弓道場の移設

建設当時、金亀公園内には旧彦根勤労青少年体育センター（以下「勤体」という。）があり、それに隣接する場所(現在の位置)に弓道場が整備されました。そのため、当時は射場と的場以外の機能はなく、更衣室やトイレ等は勤体の施設を活用してきました。勤体が取り壊されてからは、公園内のトイレを利用するなどで運用されてきました。

しかし今回、金亀公園を再整備するにあたり、現況の公園が狭隘なため、現在の公園機能の維持を考慮すると、弓道場については、公園内で機能拡張や建て替え等の再整備が困難な状況にあります。よって、検討委員会での新市民体育センターの整備基本計画の検討を踏まえ、弓道場も含めて整備することとします。

【所　在　地】彦根市尾末町 8 番地 1
【竣　　工】昭和 58 年(1983 年)
【建 築 面 積】245.3 ㎡
【近　　的】6 人立ち
射場 105㎡(14×7.5m)
的場 42㎡(14×3m)

中央更地：勤体跡　　右：弓道場

射場

左通路：矢取道　　中央奥：的場

5　新市民体育センターの導入機能

整備方針の実現に向け、新市民体育センターに導入する機能を設定します。機能を検討するうえで、環境への配慮や防災は各種機能と密接に関ってくることから、日常的に使用する機能が環境配慮や災害時での防災的活用を兼ねることが出来るような整備を検討します。

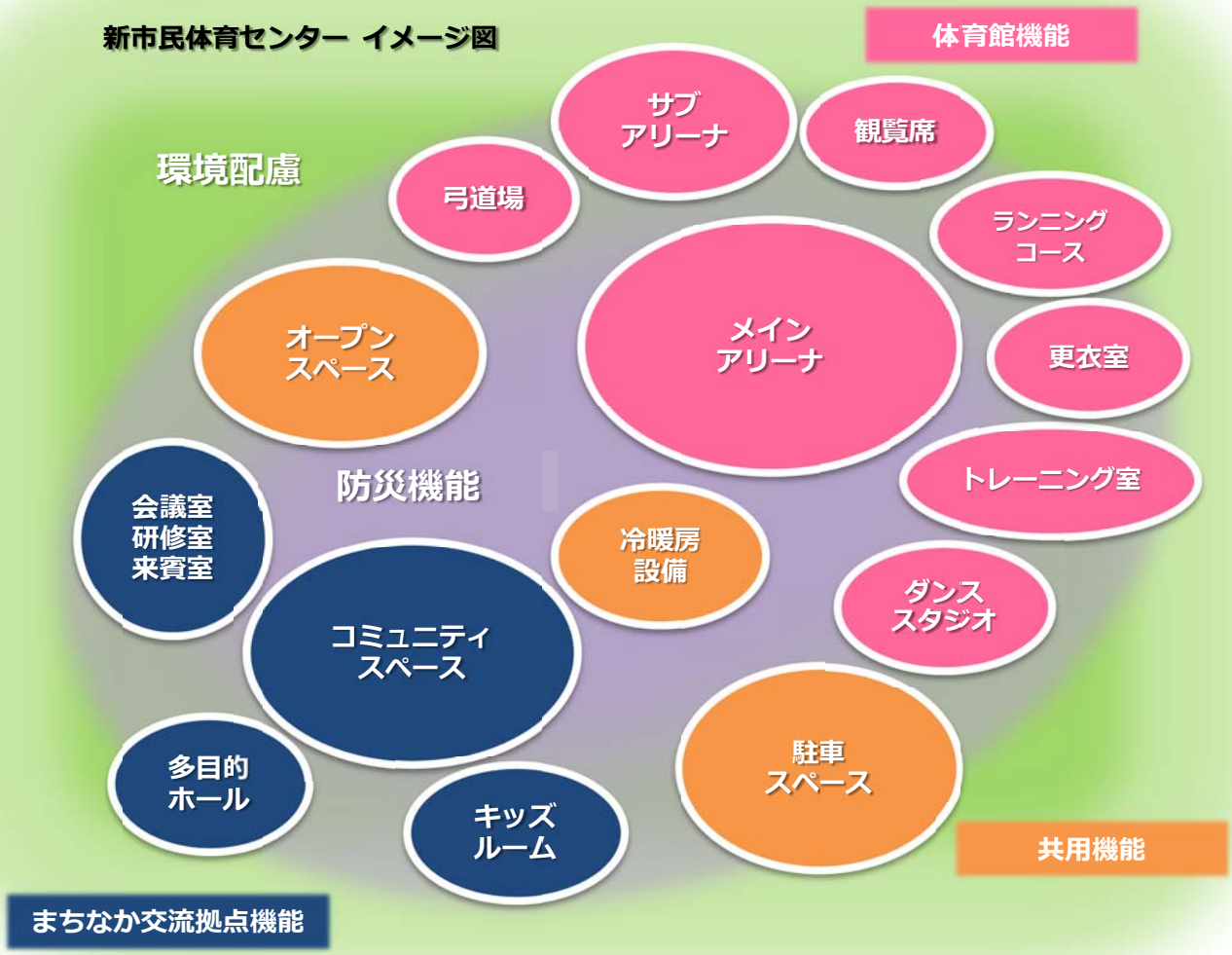

環境配慮・・・環境への配慮として、自然エネルギーの活用や省エネルギー型設備の導入を進めるとともに、地域の自然環境への配慮や、施設からの騒音や振動の低減に努めます。

防災機能・・・現市民体育センターは市の配送拠点に位置付けられていることから、その機能を引き継ぎます。
また、緊急時に対応できる救護室機能や、大規模災害時等での長期避難に対応するための施設整備、避難所への対応、防災備蓄倉庫など各種必要な機能を整備します。
さらに、近隣の公共施設などとの連携についても整備します。

導入機能

①メインアリーナ

競技スポーツ大会、地域のコミュニティ団体が開催するスポーツ大会の他、多様な屋内イベントの開催、大規模災害時の防災機能など、多様なニーズに対応したメインアリーナとします。

②サブアリーナ

メインアリーナの補完施設として、小規模なスポーツ競技大会、大規模なスポーツ競技大会の練習機能や第 2 会場、ウォーミングアップの場の他、一般のスポーツ利用としてのサブアリーナとします。

③観覧席

メインアリーナの 2 階部分に、スポーツ大会の観戦などのための固定式観覧席を設置します。さらに、1 階部分においても壁面収納型の可動式観覧席を設置します。

④ランニングコース

メインアリーナ 2 階の固定観覧席の後方部分において、トレーニングやウォーミングアップのため屋内ランニングコースを設置します。

⑤トレーニング室

スポーツ競技者の体力・筋力アップに加え、生活習慣病の予防や運動不足の解消など、誰もが気軽に体力・筋力アップができるよう、各種トレーニング機器を備えたトレーニング室とします。

⑥弓道場

建物の配置とあわせて整備します。新市民体育センターの機能を併用できることから複合化による充実を図ります。

⑦多目的ホール(追加)

各種講演会やセミナーに対応できるよう、多目的に利用できるホール(300～500 人程度)を設けます。

⑧ダンススタジオ

ダンス・バレエ・エアロビクスなど各種教室利用時の音楽使用にも対応したダンススタジオを設けます。

⑨会議室・研修室・来賓室(追加)

各種スポーツ大会やイベント興業にも対応できる規模の選手控室や監督室、大会役員、来賓等が利用する応接室、放送室などを設置するとともに、各種会議セミナーにも対応できる会議・研修スペースを設けます。

⑩キッズルーム(追加)

乳幼児や児童が、安全に遊びながら基本的な運動能力を養うことができる場、また、保護者がスポーツ活動を行う際の遊び場や市民交流の場として活用できるキッズルームを設けます。

⑪コミュニティスペース(追加)

スポーツ利用者の利便性の向上を図るとともに、市民がくつろぎ、交流できるような、ホワイエを中心としたコミュニティスペースを設けます。あわせて、図書や新聞の閲覧などが可能な図書館機能を設けます。

⑫更衣室(ロッカールーム)・シャワー室等の付帯設備

スポーツ競技大会の開催時に加え、多くの市民が日々施設を利用する際にも快適に利用することができるような更衣室(ロッカールーム)・シャワー室等の付帯設備を導入します。

⑬冷暖房設備

利用者の快適性に配慮し、メインアリーナ、サブアリーナ、多目的ホールも含めた全館での冷暖房設備を導入します。

⑭オープンスペース【敷地内】(追加)

開発に伴う緑被率に応じた緑地空間を保ちながら、防災的な観点にも対応したオープンスペースを整備します。

⑮駐車スペース【敷地内】(追加)

建設する敷地の規模と利用者の状況に対応した、駐車スペースを整備します。

6　施設規模の設定

◆アリーナについて

昭和56年(1981年)のびわこ国体において、本市がハンドボール競技の会場となったことを契機として、市民にハンドボール競技が浸透してきました。現在では、市内の中学校3校、高校6校にハンドボール部があり、市民体育センターもハンドボールの練習等で使用されることが一番多く、大会等も開催されていることからも、ハンドボール競技ができる体育館としての整備は重要な要素となってきます。また、中高生やトップアスリートが参加する大会の誘致も視野に入れ、メインアリーナの規模は、ハンドボールコートが2面とれ、かつバスケットボールコートが3面とれる規模としました。

サブアリーナについては、メインアリーナを補完する役割として、試合会場や各種大会等でのウォーミングアップ会場のほか、多目的に活用しやすいよう、バスケットボールコート1面がとれる規模としました。

◆観覧席について

観覧席については、県内のプロバスケットボールやプロバレーボールの公式戦動員数を参考にし、興業にも対応できる規模としました。

◆駐車場について

駐車可能な台数については、一般的な都市公園の利用実態から想定される必要台数を算出しました。

施　設　規　模		
建物	建築面積	約 8,500 ㎡
	延床面積	約 11,500 ㎡
	メインアリーナ	ハンドボールコート 2 面 （バスケットボールコート 3 面）
	サブアリーナ	バスケットボールコート 1 面
	観客席	2,500 席～3,000 席程度（固定席・可動席計）
敷地	緑被率	約 30%
	駐車場	約 450～500 台

◆メインアリーナの利用イメージ

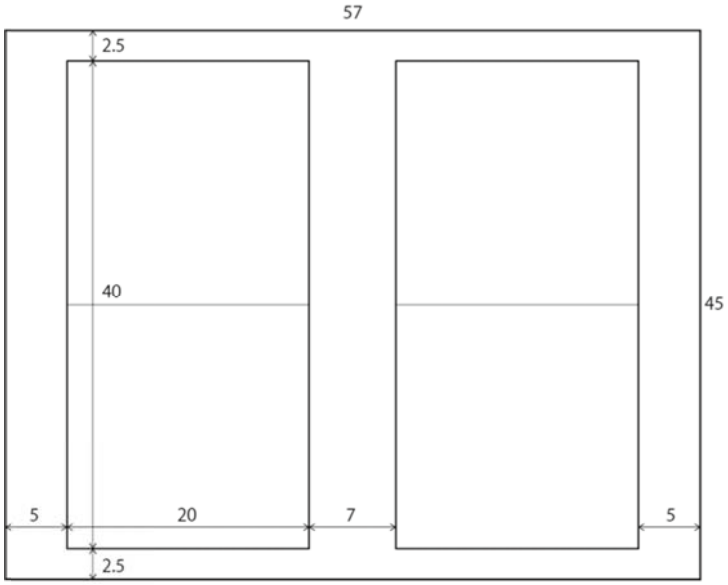

ハンドボールコート２面

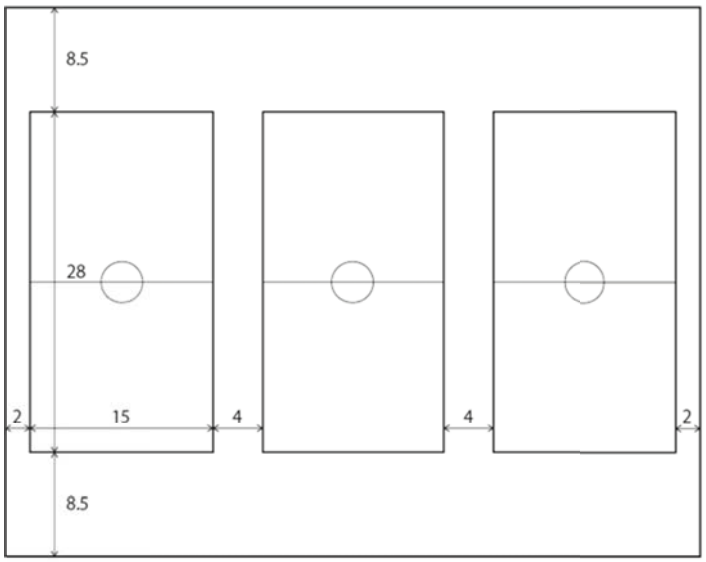

バスケットボールコート３面

◆サブアリーナの利用イメージ

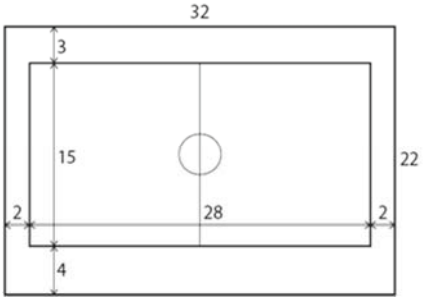

バスケットボールコート１面

◆概算工事費の算出

新市民体育センターの整備に係る概算工事費については、先に示した施設規模の延床面積と、以下の事例をもとに算出した 1 ㎡あたりの費用に建設費の高騰を見込んで、約 60 億円となります。

		竣工年	延床面積（㎡）	敷地面積（㎡）	メインアリーナの規模				概算工事費（千円）	1㎡あたりの費用（千円）
					サイズ	客席数（総数）	客席数（固定席）	客席数（可動席）		
1	A 体育館	2015 年 3 月	6,613	138,000	57m×38m	1,000	1,000	—	2,819,000	426
2	B 体育館	2015 年 12 月	10,648	82,967	53m×37m	2,162	1,504 (内 車イス 16)	658	5,171,100	486
3	C 体育館	2016 年 3 月	13,550	82,758	67m×41m	3,003	1,867 (内 車椅子 22)	1,136	5,844,640	431
4	D 体育館	2016 年 5 月	9,749	61,958	65m×38m	2,632	1,480 (内 車椅子 10)	1,152	5,280,000	542
5	E 体育館	2016 年 12 月予定	26,323	22,220	85m×42m	4,043	3,000 (内 車椅子 21)	1,022	13,278,000	504
6	F 体育館	2019 年 3 月予定	15,910	47,900	69m×46m	3,738	2,478 (内 車椅子 8)	1,260	9,190,000	578
7	G 体育館	2020 年 予定	14,000	27,130	60m×46m	3,500	—	—	5,000,000	357
8	H 体育館	2020 年 予定	14,500	15,000	70m×46m	3,500	3,000	500	9,700,000	669
1㎡あたりの費用　平均（最高値および最安値を除外）										494

上記事例を根拠とし、最高値および最安値を除外した平均値を 1 ㎡あたりの費用の基準とする。加えて、今後の建設コストの高騰を考慮し、5%を上乗せする。

11,500 ㎡×494 千円×1.05＝5,965,050 千円　⇒　概算工事費　60 億円※

※新市民体育センターの外構費・造成費及び「ひこね燦ぱれす」の解体費は含まれていません。

7　アクセス・交通動線への配慮

新市民体育センターの整備にあたっては、自動車・自転車・歩行者の動線に配慮し、誰もが安全にアクセスできる環境を整えます。

具体的には、周辺道路において渋滞や交通事故が発生しないよう適切な交通処理を行うものとします。特に、大会等各種行事を開催する際には、大型バスや一般車両が集中することが想定されるため、敷地の南北の出入り口となる、「くすのき通り（県道彦根環状線）」と、「市道小泉庄堺線」の接道部導入路の拡幅や、交差点整備、敷地を南北に抜ける動線確保など、十分に配慮する必要があります。

また、新市民体育センターの近隣には、敷地東側の地域は住宅地になっていること、上記 2 つの幹線道路に加えて敷地周辺の通学路等があることから、居住環境や安全面への配慮のため、敷地に接道する市道小泉庄堺線及び県道彦根環状線の内側の市道には、当施設を利用する自動車が極力入らないよう、自動車動線処理に配慮するものとします。

一方、敷地内における交通動線については、歩車分離などにより自動車動線と自転車動線、歩行者動線が交錯しないよう、利用者にとって安全に配慮した南北に出入りのできる動線計画とします。また、利用者の需要を把握したうえで、適切な規模の駐車場・駐輪場を整備します。

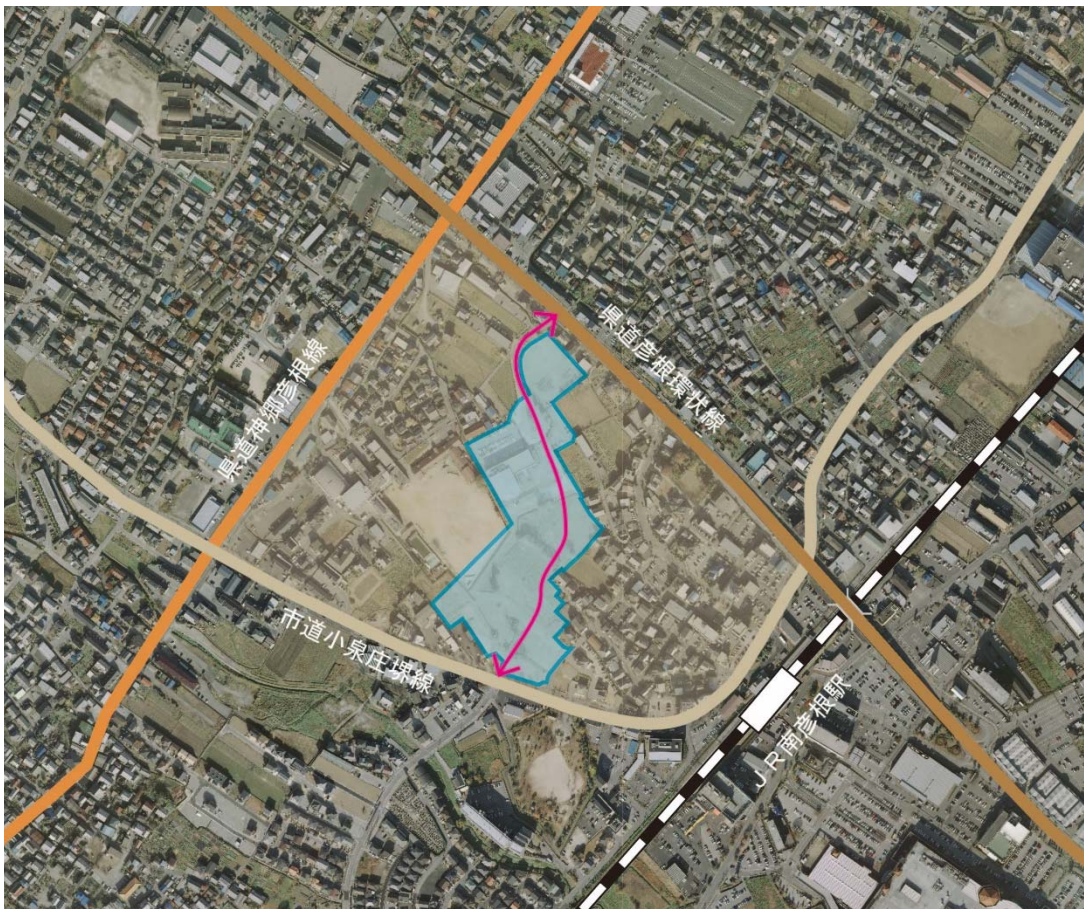

８　防災機能の検討

災害時の対応として、現市民体育センターや「ひこね燦ぱれす」が指定されている物資配送拠点や一時避難場所といった機能に加え、長期避難への対応も考慮し、次の内容を検討していきます。

・緊急時に初期対応が出来る救護室機能の設置
・耐震性に優れ、地震や洪水等の災害に強い建物構造の採用
・避難所としてのメインアリーナや、各種諸室等の活用
・防災機能、避難機能を考慮した安全・安心なオープンスペースの確保
・生活必需品等を常備できる防災備蓄倉庫の設置
・自家発電機能等の設置
・太陽光や雨水利用など自然エネルギーの活用
・断水時にも使用可能なトイレの設置など衛生面への配慮
・緑地帯等を利用したかまどベンチやテント設営場所の配置
・緊急時に滞在可能な施設整備　　など

さらには、近隣の小学校や公園、病院、消防本部などとの連携を図り、地域における都市防災拠点としての役割を検討していきます。

なお、防災設備については、体験学習などを通して小中学生にも日常的に防災について学習してもらうことの出来るよう、ソフト対策も検討していきます。

9　障害者スポーツへの対応

平成 26 年度より、スポーツ振興の観点が強い障害者スポーツ事業が文部科学省に移管され、スポーツ施策として一体的に推進されてきました。また、2020 年東京パラリンピックや、全国障害者スポーツ大会の開催に伴い、今後より一層、スポーツとして一体的な対応が求められます。したがって、本市においても、障害者スポーツにも対応できる施設を検討します。

10　ユニバーサルデザインの検討

新市民体育センターは、競技スポーツのみならず、誰もが生涯にわたってそれぞれの体力や目的に合ったスポーツを親しめる施設とするため、すべての人が快適で、安心・安全に施設利用ができるユニバーサルデザインの施設とします。

具体的には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法)」や滋賀県の「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づいて、高齢者や障がいのある人等に配慮した点字ブロックや階段、スロープ、多目的トイレ、駐車場、エレベーター、授乳所など、安全かつ快適な環境の確保を図ります。

11　景観・デザインの検討

建設工事費に配慮しながら、市民が愛着を感じられ、新たなまちのシンボルとして、周辺の景観と調和しつつ、まちのイメージを高めるような建築デザインとします。

また、駐車場や駐輪場のスペースについては、駐車・駐輪機能を果たすことに加え、緑のオープンスペースとしても活用できるよう緑化を進め、うるおいの感じられる快適な空間とします。

さらに、近隣の福満公園との連携を図り、市民の憩いの場を創出します。

12　都市計画の変更

建設予定地は、第一種住居地域に指定されているため、用途地域の変更が必要となります。

13　埋蔵文化財への対応

建設予定地は、埋蔵文化財包蔵地の範囲内であることから、文化財保護法に基づき、発掘調査が必要となります。当調査は、構造物建設場所の埋蔵文化財を調査するものであり、設計図に基づき建物位置を明確にしたうえで調査する必要があります。したがって、今後は設計業務へ早く取り掛かることが求められます。

また、調査結果により把握できた事柄や発掘された物などについては、活用することも検討します。

14　民間活力の検討

（1）施設整備の検討

公共施設を合築したことで、「人と人が集う“まちなか交流の拠点”としての施設」を目指すことから、当施設がにぎわいの創出となるための工夫が必要となります。従って、設計において、飲食店舗など、民間のノウハウを活かした様々な施設整備の提案が可能となるよう進めていきます。

（2）管理・運営等の検討

厳しい財政状況の中、公園の整備や管理運営を効率的・効果的に行うため、また集客力の向上や民間の事業機会の創出などの観点から、民間の資金、経営能力、技術力を活用することができる代表的な手法について比較検討しました。

新市民体育センター整備にあたっては、国体開催に向けた事業スケジュールの中で、今後、早期に設計に着手し、埋蔵文化財調査を行わなければならないため、民間事業者が独自の事業計画を立てて進めることができる余地は極めて少ないと考えます。

したがって、今回の整備については、公設による整備を着実に進めていくこととし、施設整備後の管理運営にあっては指定管理者制度を適用し、民間の経営・運営ノウハウやサービス技術の活用により、コスト縮減と集客方法を図るとともに、一方では、周辺の民間企業との連携を図り企業等の活性化の効果も上げながら、より質の高い市民サービスの提供へとつなげていきます。

整備手法の比較検討

整備手法	従来方式	DBO 方式	PFI 方式	リース方式
概要	・市が資金調達を行い、設計、建設、維持管理、運営の各業務について民間事業者に委託・請負契約として発注する ・運営にあたっては、直営（現在の市民体育センター）もしくは、民間事業者と長期かつ包括的に委託する	・市が資金調達を行い、設計・建設から維持管理・運営までを、一括・包括的に民間事業者へ委託する（PFI に類似）	・PFI 法に基づいて手続きを進め、資金調達も含めて、設計・建設から維持管理・運営までのすべてを一括・包括的に民間事業者へ委託する	・資金調達も含めて、設計・建設から維持管理までを一括・包括的にリース会社へ委託する ・リース会社から施設をリースし、運営を民間事業者へ委託する
メリット	・設計から維持管理まで市主導で整備を進めることができる（民意も反映し易い） ・各業務ごとの発注により性能を確保しやすい ・管理運営面で、民間のノウハウ導入により質の向上が図れる ・低金利で資金調達が可能※)	・設計から維持管理を一括発注することで、民間のノウハウを活かす余地が多くなる ・低金利で資金調達が可能 ・財政負担の平準化や一体的なコストの削減を図ることが可能	・設計から維持管理を一括発注することで、民間のノウハウを活かす余地が多くなる ・財政負担の平準化や一体的なコストの削減を図ることが可能	
デメリット	・民間のノウハウを活かす余地が少ない ・他の方式と比べると、財政の平準化が図れず、一体的なコスト削減の期待も薄い	・市の主導権が限定的となる（民意の反映も難しい） ・募集手続や施設性能に対する条件を検討する期間など、従来の期間に加えて一定の期間が必要となる ・集客の需要リスクが高い場合、民間が参入しにくい	・市の主導権が限定的となる（民意の反映も難しい） ・民間の資金調達のため金利が高い ・PFI 法に基づいた手続きが必要となり、従来の期間に加えて一定の期間が必要となる ・集客の需要リスクが高い場合、民間が参入しにくい	・市の主導権が限定的となる（民意の反映も難しい） ・民間の資金調達のため金利が高い ・募集手続や施設性能に対する条件を検討する期間など、従来の期間に加えて一定の期間が必要となる
事業期間	次ページ「事業期間の比較」を参照			

※）政府系資金の場合

事業期間の比較

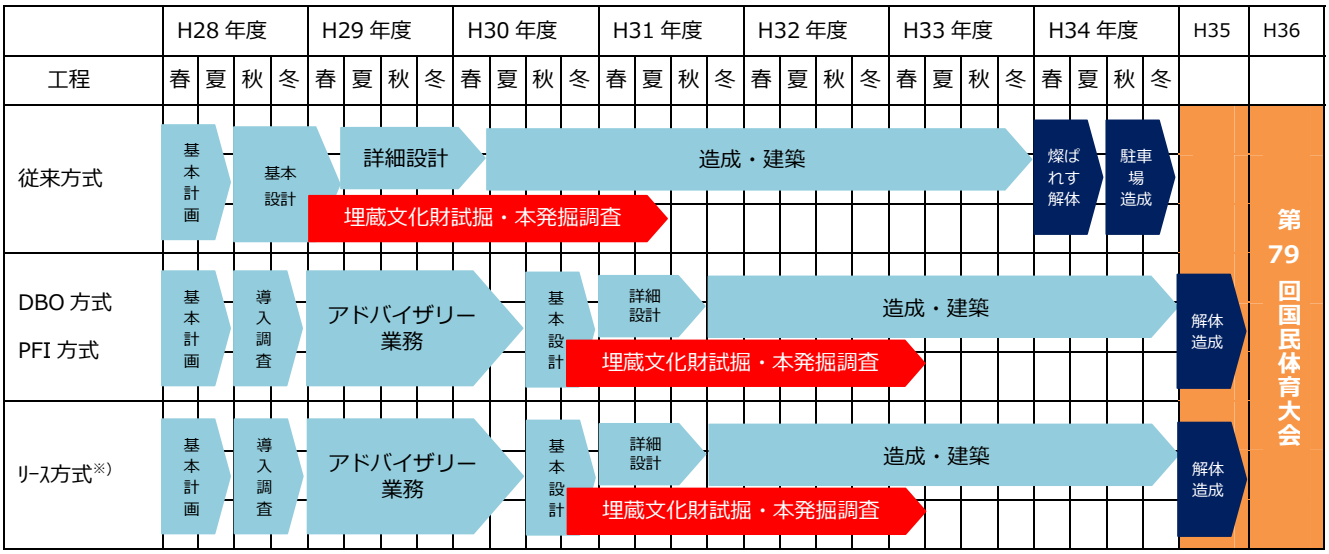

※リース方式単独で公募されるケースは少なく、PFI 等と合わせて公募されることがある。

15　整備スケジュールの検討

平成 36 年(2024 年)に開催される第 79 回国民体育大会に向けた主会場「滋賀県立彦根総合運動場」の整備計画に従い、市民体育センターは先に解体しなければならず、本市から市民体育センターのない期間が生じてしまいます。

したがって、市民体育センターのない期間を出来るだけ短くすることが重要な課題となっています。

現時点では、平成 28 年度前半に基本計画を策定し、平成 28 年度後半から設計を行います。その後、平成 30 年度から平成 33 年度の間に造成・施工を行う予定ですが、少しでも早く竣工できるよう、引き続き、検討していきます。